

平成30年度は固定資産税の評価替えが行われます

▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

固定資産（土地・家屋）の価格は3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」といいます。評価替えは、3年間における資産価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた価格に見直す作業であるといえます。

●家屋の評価替えについて

評価の対象となった家屋と同じものを、現時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格といいますが）を求めます。それに建築後の経過年数によって生ずる減価率（経年減点補正率といいますが）と建築物価の変動割合を掛けて評価額を算出します。（算出した評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度評価額に据え置かれます）

●土地の評価替えについて

国が定めた基準に基づいて、地目別に評価します。まず、町内全域を約155の区域に分け、評価の基準となる土地を不動産鑑定士が鑑定します。この鑑定価格を基に、道路に路線価格を設定し、道路に接するそれぞれの土地を、形状などによって補正を行い、評価額を決定します。

土地の場合は地価が下がる
と評価額は下がりますが、「負担水準」という評価額に対する前年度の課税標準額の割合によって、税額を上げたり、据え置いたりしています。必ずしも税額が下がるわけではありません。

評価額は下がりますが、「負担水準」という評価額に対する前年度の課税標準額の割合によって、税額を上げたり、据え置いたりしています。必ずしも税額が下がるわけではありません。

●固定資産の縦覧・閲覧

納税者が「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により、町内にある他の土地や家屋と自己の資産の価格（評価額）を比較して確認していただく制度です。

●固定資産の縦覧制度

納税者が「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により、町内にある他の土地や家屋と自己の資産の価格（評価額）を比較して確認していただく制度です。

縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木)

▼場所 税務グループ
▼必要な書類 前年度の納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの（代理人の場合は委任状、法人は申請書に代表者印または会社印の押印が必要）

●固定資産の閲覧制度

納税義務者等が「固定資産名寄帳兼課税台帳」により、固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。縦覧期間中は無料で閲覧できます。

●必要な書類

前年度の納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの（代理人の場合は委任状、法人は申請書に代表者印または会社印の押印が必要）

※固定資産税の納税義務者で、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることがあります。なお、審査の申し出には期間制限がございますので、詳しくはお問い合わせください。



BAN-BANテレビ11ch
1週間の東播磨地域の動きが分かる「地域情報番組」です。

4月の「見る広報」

- 3月30日～4月12日
みとろフルーツパークに遊びに行こう！（加古川市）
- 4月13日～26日
はりま風薫るフェスタに行こう！（播磨町）

放送時間 ※4月から23:00に毎日放送。
月曜日 6:00～、17:00～、23:00～
火曜日 10:00～、23:00～
水曜日 6:00～、17:00～、23:00～
木曜日 10:00～、23:00～
金曜日 6:00～、17:00～、23:00～
土曜日 8:00～、23:00～
日曜日 11:00～、17:00～、23:00～



BAN-BANラジオ FM86.9MHz
播磨町タウンインフォメーションを発信中。
火曜日17:30（再23:30）
水曜日13:40（再21:40）
木曜日 8:10（テレビ同時放送）

福祉

はりまデザイン工房

通学支援ボランティア募集
東はりま特別支援学校生徒の通学を見守る活動を行います。これに協力して頂ける方を募集します。都合の良い日のみでOKです。

- ▼期間 4月11日(水)～17日(火) (平日のみ)
- ▼時間 午前7時40分～8時30分
- ▼場所 播磨町駅周辺
- ▼申込み・問合せ 地域連携交流施設（はりまデザインラボ） ☎079(437)0141

播磨町地域自立支援協議会 推進委員募集

障がいのある人の暮らしに関する課題を、地域の実情に応じて皆で協議し、共生社会のシステムづくりを行う協議会の推進会議にご参加いただける人を募集します。

- ▼募集人員 5人程度
- ▼活動内容 年数回、平日に行われる推進会議への参加
- ▼対象 障がい者もしくはその家族の個人・団体
- ▼任期 2年間
- ▼申込期間 4月3日(火)～27日(金)
- ▼問合せ 播磨町地域自立支援協議会 事務局 ☎079(437)3456

心身障害者更生援護補助金の申請について

学校に通学、施設に入所・通所、または作業所に通所している下記の人に補助金を支給しますので、必要書類を添えて申請してください。

- ▶補助金の対象期間 平成29年10月～30年3月分
- ▶受付期間 必要書類を添えて4月27日（金）までに申請してください ※受付期間を過ぎた場合、補助はできませんのでご注意ください。申請書は、福祉グループにあります。
- ▶振込予定日 5月25日（金）
- ▶申請・問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361
- ※平成29年度4月分より自家用車の算定方法を変更しております。

種別	対象者	補助対象額	必要書類
学 校	幼稚園・小学校・中学校 中等教育学校 前期課程 特別支援学校 幼稚部 養護学校 小学部 養護学校 中学部	3,000円/月	在学証明書 平成29年10月1日～30年3月31日までの証明書
	高等学校・高等専門学校 専修学校 高等課程 中等教育学校 後期課程 特別支援学校 高等部 養護学校 高等部 兵庫県立障害者高等専門学校 兵庫県障害者職業能力開発校	5,000円/月	
施 設 支 援 費 等	入所	利用者負担額(法令に基づく金額)の半額	個人負担金領収書(原本) (平成29年10月～30年3月分)
	通所	利用者負担額(法令に基づく金額)の半額	在園証明書 個人負担金領収書(原本) (平成29年10月1日～30年3月31日までの証明書)
		交通費の全額 ※通園日数に応じ安価な方法にて算定(介護者は本人の半額)	公共交通機関 通園日数証明書 (平成29年10月～30年3月分)
		通所距離による定額	自家用車 通園日数証明書 (平成29年10月～30年3月分)
小規模作業所・地域活動支援センター	交通費の全額 ※通園日数に応じ安価な方法にて算定(介護者は本人の半額)	公共交通機関 通園日数証明書 (平成29年10月～30年3月分)	在園証明書(平成29年10月1日～30年3月31日までの証明書)
	通所距離による定額	自家用車 通園日数証明書 (平成29年10月～30年3月分)	
	交通費の全額 ※通園日数に応じ安価な方法にて算定(介護者は本人の半額)	公共交通機関 定期券(原本)・通園日数証明書 (平成29年10月～30年3月分)	
障害者就業・生活支援センター	障害者手帳(身体・知的・精神)所持者	通所距離による定額	自家用車 通園日数証明書 (平成29年10月～30年3月分)

交通事故の状況

平成30年1月末現在 昨年比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	129(+1)	155(+3)	1(+0)
稲美町	20(+8)	26(-2)	0(+0)
播磨町	14(+6)	15(+7)	0(+0)

犯罪発生の状況

2月の町内犯罪発生件数 18件 (前月比 - 1件)

種別	件数
空き巣など	3
自転車盗	2
車上ねらいなど	1
色情ねらい	1
万引き	1
暴行	1
器物損壊	7
その他	2

平成30年犯罪累計 37件
件数は速報値のため、累計数と毎月の件数の合計が異なる場合があります。

おくやみ 【2・3月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
浅原 龍夫	(南大中)	90
井上 馨	(上野添)	82
小林 照子	(西野添)	71
佐伯 福男	(北野添)	82
寶田 次江	(上野添)	71
松本 實	(南大中)	87
森ノ上 千美子	(北本荘)	79
山田 幸子	(西野添)	76


播磨町の広報「広報はりま」は、毎月24日に発行しています

24日が土曜日や日曜日の場合も、変更はありません。お手元に届くまで数日かかる場合がありますが、ご了承願います。

- 自治会を通じて各世帯に配布しています
- 役場、公共施設で入手できます
- ホームページやスマートフォンアプリでもPDF版広報はりまをご覧いただけます

※ホームページでは、耳で聞く広報「声の広報」も提供しています。

スマホでさくさく 広報はりまを読むアプリ



マチイロ

▶問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

【よくある問い合わせ】

Q 平成26年中に木造2階建て住宅を新築しました。固定資産税が平成30年度から急に高くなったのはどうしてですか

A 一定の要件を満たす新築住宅は、課税されることになった年度から3年度分が減額（120平方メートル相当分までの税額が、2分の1）されます。よって、平成27、28、29年度分が減額期間であり、その期間が終了したことにより本来の税額となったものです。なお3階建以上で一定の要件を満たす中高層耐火住宅などについては、5年度分が減額されます。

Q 昨年に自宅を取り壊して月極駐車場にしました。今年度の土地の固定資産税はどうなりますか

A 同じ土地でも住宅から月極駐車場に変わった場合、土地の固定資産税は大きく増えます。それは、住宅が建っていた場合には、課税標準額が評価額の6分の1（200平方メートルを超える部分は3分の1）とする特例が適用されていたものが、住宅の滅失によって、その特例の適用から外れるためです。

心身障害者扶養共済掛金補助金の交付申請

兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入されている人に、平成29年度第3期(平成29年12月~30年3月分)の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金を交付しますので、申請期間内に必要書類を添付して申請してください。

▼申請期間 3月26日(月)~4月9日(月)

※期限を過ぎると補助金の支払いができなくなりますので、ご注意ください。

▼必要書類 ①掛金の領収証(平成29年12月~平成30年3月分) ②振込先金融機関を認めるもの ③印鑑(朱肉を使用のもの) ④兵庫県心身障害者扶養共済制度加入証書

▼問合せ・申請窓口 福祉グループ

☎079(435)2361

身体障害者自動車運転免許取得費用の助成

身体に障がいがある人が自動車運転免許を取得する為に要する費用の一部を助成します。

▼対象 次の条件全てにあて

はまる人
①町内に1年以上住所を有している人

②道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を取得し、運転免許を新規に取得した人

③運転免許取得に要した経費を、自らの負担で指定自動車教習所に支払いをした人

④自動車を使用することにより就業の安定、生活の向上及び行動範囲の拡大に効果があると認められる身体に障がいがある人で、交通機関の利用が非常に困難であると認められる人

⑤過去において、この制度による助成を受けたことがない人

▼助成額 運転免許取得に要した経費の3分の2以内で上限は10万円

▼申請期限 免許取得後1カ月以内

▼問合せ 福祉グループ

☎079(435)2361

訪問型歩行訓練

中途失明者など視覚に障がいのある人に対して、近隣生活圏や通勤先などにおいて、個々の日常生活に応じた歩行

訓練を行っています。

▼対象 町内に在住する視覚に障がいのある人で、近隣生活圏での日常生活を送るうえで歩行訓練が必要な人

▼実施方法 歩行訓練士が自宅や勤務先などに出向いて行います(30時間以内)

▼費用 1時間あたり250円(住民税が非課税の世帯は全額免除、均等割のみ課税されている世帯は半額免除になります)

▼問合せ・申請窓口 福祉グループ

☎079(435)2361



乾電池の分別収集にご協力をお願いします

「水銀に関する水俣条約」の採択や、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立を受け、水銀を含んだ廃棄物の適正な処理を行うため、平成30年4月から、ご家庭で不要になった乾電池類について分別収集を始めます。

▼分別の対象となるもの 乾電池、ボタン電池

播磨町消防団 消防団小型ポンプ操法大会を開催します

播磨町消防団は、小型ポンプ操法大会を役場第1庁舎駐車場で開催します。大会当日は、駐車場利用者の皆さまには、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をよろしく願います。

▼日時 4月15日(日) 午前9時~午後1時

▼場所 役場第1庁舎駐車場

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

東播磨青少年本部 東播磨出会いサポートセンターが移転・リニューアル

東播磨出会いサポートセンターは、結婚を希望する独身男女に1対1のお見合いの機会を提供しています。

開設から8年目を迎え、成婚数は110組(平成30年1月31日現在。県内第2位)の実績があります。

▼移転日 4月5日(木)

▼開設曜日・時間 木~日曜日 午前9時~午後5時15分(祝日は休館)

▼場所 明石商工会議所内 明

加古川市防災センター 応急手当てを学ぶ救命講習

修了証を交付します。

種目	内容	日時
① 普通救命講習	止血法などの応急手当と成人を対象とした心肺蘇生法とAEDの講習(事前に加古川市のホームページ上のWEB講習で学習した人は時間短縮ができます)	4月21日(土)、25日(水) 9:00~12:00 (WEB講習は11:00まで)
② 上級救命講習	AEDを使用した成人、小児、乳児の心肺蘇生法と止血法、異物除去法、三角布法、搬送法などの応急手当の講習	4月22日(日) 9:00~17:00

▶場所 加古川市防災センター
▶対象 播磨町、稲美町、加古川市に在住か在勤の人
▶定員 先着各30人
▶申込み 4月8日(日)9:00から電話で受け付けます 加古川市防災センター ☎079(423)0119

※小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)は除く

▼収集日 山陽新幹線南地区 第1水曜日 山陽新幹線北地区 第2水曜日

▼捨て方の注意点 ①電池同士が接触した際にショートし、発火、出火するおそれがあるため、セロテープやビニールテープなどで電池の電極を覆って絶縁してください

②散乱防止のため、透明または

石市大明石町1-2-1

▼会員登録資格 20歳以上の

独身で、インターネットに接続できる環境があり、メールアドレスを登録できる人

▼会員登録有効期間 本登録日から1年間

▼費用 5千円/年(登録手数料)(20歳の方は3千円/年)

▼問合せ 東播磨青少年本部

(東播磨民局地域振興室内) ☎079(421)9105



交通安全街頭指導員を募集

▼募集人員 1人
▼応募資格 播磨町内在住で、平成30年4月1日時点で64歳未満の人
▼勤務内容 児童の登下校時に交通安全指導

▼勤務時間 登下校時(1日3時間)

▼報酬 1日3千600円

▼委嘱期間 5月1日~7月31日(更新あり)

▼試験日時 4月12日(木) 午前10時~

▼受付期間 3月26日(月)~4月9日(月)(土・日曜日、祝日

除く)

▼申込方法 教育総務グループで配布する申込書に履歴書を添えて提出してください

▼問合せ 教育総務グループ ☎079(435)0533

日本非核宣言自治体協議会 親子記者事業参加者募集

町が加盟している日本非核宣言自治体協議会が、被爆地長崎で被爆の実相や平和に取り組む人などを取材する親子を募集します。

▼日程 8月8日(水)~11日(祝)

▼場所 長崎市内

▼対象 小学4年生以上1人とその保護者(申込多数の場合は抽選)

▼費用 交通費、宿泊費などの補助があります

▼報告 取材してまとめた記事を事務局に提出

▼締切日 5月7日(月)

▼申込み・問合せ 日本非核宣言自治体協議会事務局(長崎市平和推進課内)

☎095(844)9923
Eメール info@nucfreejapan.com

シルバー人材センター会員の募集 シルバー人材センターは、播磨町に住む60歳以上の健康で働く意欲のある方の入会をお待ちしています。 ●入会説明会 毎月第4水曜日 10:00
▶問合せ シルバー人材センター ☎079(437)7386



一般社団法人 日本福祉用具供給協会

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

野に多くの分野において連携・協力を促進し、活力ある地域社会の形成及び発展を図ります。



「播磨町と兵庫大学・兵庫短期大学との連携に関する協定」締結式が行われました

播磨町と兵庫大学・兵庫短期大学との連携協定が3月1日に締結され、締結式が行われました。この協定は、地方創生を通じて活力のある地域社会の実現や魅力ある地域資源の創出などに取り組むため、両者が連携・協力した活動をより一層深化させることを目的に締結するものです。

兵庫大学・兵庫短期大学学部とは、従来より様々な分野について連携して取り組んでいきましたが、この協定により、さらに多くの分野において連携・協力を促進し、活力ある地域社会の形成及び発展を図ります。

▼問合せ 企画グループ ☎079(435)0356